

オンライン授業での出席を可能とする

登校選択制の導入を求める意見書

新型コロナウイルス感染拡大とともに、感染への不安から学校を自主欠席している小中高校の児童生徒の数が増え続けている。政令指定都市と東京23区の回答のあった小中学校で合わせて700人以上との報道や、2020年4月以降、小中高校などを自主的に休んだ児童生徒が全国で少なくとも6千人を超えるという報告もある。また、出席日数や内申点などへの影響を考慮し、不安や迷いを抱えつつ登校を続けざるを得ない児童生徒も少なくない。

文部科学省も遠隔学習の効果を肯定し、推進している。登校できる児童生徒は学校で授業を受け、登校しにくい児童生徒は自宅でオンライン授業を受ける“選択”が可能な制度として「登校選択制」が最適な手段と考える。

登校選択制では、登校か自宅かの選択を、各家庭が児童生徒の健康状態や感染症への不安な気持ちなどを踏まえ、学校と相談して決めた上で、感染状況を鑑み、自宅での学習を選択した場合には「出席」とすることを可能にすべきと考える。

自然災害やコロナ禍においても、安心して学校との関わりが持続され、自宅での効果的な学びの機会の保障となりうるのが登校選択制であり、オンライン授業である。これは、文部科学省が目指す心身の健全な育成の方針に合致するものと考える。

よって、国におかれでは、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 オンライン授業への参加を学校への“出席”と認める「登校選択制」の導入を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。